瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成22年1月25日

瀬戸市教育委員会 委員長 加藤惠子

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規 則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和61年瀬戸市教育 委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正前 改正後 (定義) (定義)

第2条 この規則において「教育機関」とは、瀬第2条 この規則において「教育機関」とは、瀬 戸市立学校設置条例(昭和39年瀬戸市条例第 戸市市立学校設置条例(昭和39年瀬戸市条例 15号)に規定する学校、瀬戸市立図書館条例 (昭和45年瀬戸市条例第19号)に規定する 瀬戸市立図書館(以下「図書館」という。)、 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例(昭 和37年瀬戸市条例第4号)に規定する公民館 (以下「公民館」という。)、瀬戸市立視聴覚 ライブラリー設置条例(昭和49年瀬戸市条例 第23号)に規定する瀬戸市立視聴覚ライブラ リー(以下「視聴覚ライブラリー」という。) をいう。

第15号)に規定する学校、瀬戸市立図書館条 例(昭和45年瀬戸市条例第19号)に規定す る瀬戸市立図書館(以下「図書館」とい う。)、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する 条例(昭和37年瀬戸市条例第4号)に規定す る公民館(以下「公民館」という。)、瀬戸市 立視聴覚ライブラリー設置条例(昭和49年瀬 戸市条例第23号)に規定する瀬戸市立視聴覚 ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」と いう。)をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。